

平成22年度診療報酬改定について

平成22年4月から医療費が変わります。

我が国の医療をめぐる課題は、医療現場の疲弊や医師不足といった課題が指摘されています。こうした現在の医療現場が抱える課題に対応するため、平成22年度診療報酬改定においては、病院勤務医の負担の軽減に資する項目等について重点的な評価が行われました。

医療現場における医師の過重な勤務などの課題を解決していくには、こうした診療報酬上の対応とともに、医療を受ける患者側においても適正受診に心がけることが必要です。

診療報酬

診療報酬とは健康保険などから医療機関に支払われる報酬のことで、初診、再診検査、手術、投薬など医療行為ごとに診療報酬点数表に細かく定められています。全国一律で1点10円。物価の変動や医療技術の推移に合わせて、2年に1回のペースで見直し（改定）が行われています。

会社員の場合、原則として、医療費の合計金額（診療報酬点数×10円）のうちの3割が自己負担で、残りの7割は健康保険組合などの医療保険者から医療機関に支払われています。

主な診療報酬改定項目

再診料

病院と診療所の再診料が一本化されます。

病院 600円・診療所 710円 **690円に統一**

地域の開業医らが夜間や休日に病院で救急患者に対応

地域の診療所の開業医と連携して夜間や休日に救急患者を受け入れる病院に1,000円加算される仕組みが導入され、病院勤務医の負担軽減を図ります。 **1,000円加算**

診療所が休日、夜間に患者の電話相談などに対応（再診料に加算）

診療時間以外に患者からの電話の問い合わせに対応する診療所には、再診料に30円上乗せされます。

30円加算

難易度の高い手術料の引き上げ

脳動脈瘤の手術など、病院で行われる**高度な手術料が50～30%引き上げ**られます。難しい手術をこなす外科医離れへの歯止めが期待されています。

病院勤務医の事務作業を補助する職員を配置

入退院などの事務手続き、カルテの管理など、医師の事務負担の軽減を図る医療クラークを配置した場合の加算が引き上げられます。

1,050円～3,550円 **1,380円～8,100円**

最も充実した体制と評価された救命救急センターの入院

全国に約 220 ある救命救急センターの一部の入院料の加算額が引き上げられます。

1日につき 5,000 円 **同 10,000 円**

救急搬入された妊産婦の入院

救急搬送される妊産婦を受け入れる医療機関を評価し、初日の入院料に対する加算額が引き上げられます。たらい回し問題の解決を図ります。

入院初日 50,000 円 **同 70,000 円**

早産などリスクの高い妊産婦の分べん管理

リスクの高い出産を扱う医療機関への加算額も引き上げられます。

1日につき 20,000 円 **同 30,000 円**

新生児特定集中治療室（NICU）の管理

新生児特定集中治療室（NICU）を備えた施設の報酬を増額します。

1日 85,000 円 **同 100,000 円**

NICUを出た新生児を受け入れる回復室の管理料

NICUを出た新生児を直接受け入れる病院・病床に新たな報酬を新設し、受け入れ体制の整備を図ります。

1人につき1日 54,000 円

ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の調剤数の多い薬局には段階的な加算を上乗せして、一層の使用を促します。欧米諸国ではジェネリック医薬品が処方される比率は50%を超えますが、日本では17%程度で、医療費の節約、国庫負担の軽減のためにも普及促進が図られます。

医療機関・薬局の受診等にあたっての留意点

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、そのことが病院勤務医の負担が過重となる原因のひとつにもなっています。

必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険料や窓口負担として皆様に御負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際には、以下のことに留意しましょう。

- ・休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。
- ・夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談（#8000）の利用を考えましょう。小児科の医師や看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。
小児救急電話相談が利用できる時間はお住まいの自治体によって異なります。
- ・かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

- ・薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。(薬のもらいすぎに注意しましょう。)
- ・薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。
- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安くすみます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示することなどにより、後発医薬品の利用について相談にのってもらうことができます。